

○津和野町まちづくり出前講座実施要綱

平成 20 年 3 月 31 日
告 示 第 25 号

(目的)

第 1 条 この告示は、町民等で構成される団体(以下「団体」という。)からの要請に基づき、町の職員等を講師として派遣し、町政に関する説明、専門知識を活かした講習等を行うことにより、町民のまちづくりへの参加意識を高めるとともに、情報の共有及び学習機会の拡大を図ることを目的として実施する津和野町まちづくり出前講座(以下「出前講座」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第 2 条 出前講座を受講できる者は、町内に住所を有する者、勤務する者又は在学する者で構成する 5 人以上の団体とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(出前講座の項目)

第 3 条 出前講座の項目については、町長が別に定める。

(開催日時及び場所)

第 4 条 出前講座は、12 月 30 日から翌年 1 月 4 日までの日を除き、1 講座につき毎日午前 9 時から午後 9 時までの間で連続した 2 時間以内を限度として開催するものとする。

2 出前講座を開催する会場は、町内の施設とする。

3 前項の会場は、出前講座を受講しようとする団体が確保しなければならない。

(受講の申込手続)

第 5 条 出前講座を希望する団体の代表者(以下「代表者」という。)は、開催日の 20 日前までに津和野町まちづくり出前講座申込書(様式第 1 号)を町長に提出するものとする。

2 代表者は、出前講座を受講するための準備及び当該出前講座の運営を行うものとする。

(決定)

第 6 条 町長は、前条第 1 項の申込みがあったときは、出前講座の実施の可否を決定し開催日の 10 日前までに、津和野町まちづくり出前講座決定通知書(様式第 2 号)により代表者に通知するものとする。

2 町長は、出前講座を実施する場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

3 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出前講座を実施しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 政治、宗教又は営利を目的とした学習会であるとき。

(3) 専ら批判、苦情の申出、個別相談等を目的としたものであるとき。

(4) 出前講座の目的を著しく逸脱するものであるとき。

(変更)

第 7 条 前条の規定により出前講座の実施の決定を受けた団体は、当該出前講座の開催日時、場所等に変更があったとき、又は当該出前講座の受講を取り消そうとするときは、直ちに

町長に届け出なければならない。ただし、人数等の軽微な変更については、この限りでない。

(決定の取消し)

第8条 町長は、出前講座が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により申込書を受けたもの。
- (2) 講師の事故その他やむを得ない理由があるとき。

(経費等)

第9条 出前講座の講師料は、無料とする。ただし、出前講座において使用する施設の借上料、原材料費、有償資料代については、出前講座を受講する団体の負担とする。

2 町は、第6条から第8条までの規定による決定を行った場合において、これにより当該団体が前項の費用負担等の損害を受けても、一切の責めを負わないものとする。

(報告)

第10条 代表者は、出前講座終了後、速やかに、津和野町まちづくり出前講座に関するアンケート(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(講師の派遣等に係る事務)

第11条 講師の派遣、団体との調整及び講座の開催に必要な資料等の準備は、出前講座の項目を担当する課が行うものとする。

(庶務)

第12条 出前講座に関する庶務は、総務財政課で処理する。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月15日告示第13号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月14日告示第7号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月15日告示第22号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日告示第44号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。